

議員から提出され可決した発議

9月定例会で可決した発議は、次のとおりです。

意見書については、衆参両院議長、内閣総理大臣及び関係大臣等へ送付しました。

- コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について

決議した意見書は次のとおりです。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費などを将来に向け増嵩する財政需要

に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって

確実に終了すること。

- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

7月中旬以降、感染状況が増加傾向に転じ、感染力の強いデルタ株への置き換わりも確認されるなど、第5波では全国各地で新型コロナウイルスの新規感染者数が過去最多を更新しました。

感染の急拡大に伴い医療体制が危機的な状況となる中、自宅療養者の症状が急激に悪化して救急搬送を要請しても入院先がなかなか決まらないなどの報道を目にするたびに、強い不安を感じた国民も多く、今後、再び

感染が拡大する局面も見据え、対応策を図ることが急務であります。

よって、本市議会は国及び千葉県において、市民の健康と命を守るとともに、不安を解消するため、早急に感染拡大の防止策と合わせ、検査体制や医療体制をさらに強化し、市民への影響を最小限に抑えるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 PCR検査と抗原検査を適切に組み合わせ、感染拡大局面においても各地域において必要な検査需要に的確に対応できる体制を確保すること。

- 2 相談対応、受診調整、検査の実施、入院・宿泊療養・自宅療養の調整、積極的疫学調査、健康観察等、最大需要想定に基づき業務に必要な人員数の確保など、保健所機能をさらに推進すること。

- 3 医療機関における人、施設、設備、備品の不足など医療提供体制の逼迫を抑え、総合的な医療体制の強化と病床数の確保に努めること。

- 4 健康観察、状態の評価、必要な看護・医療的ケアの提供など、宿泊療養施設の拡充や一時的な酸素投与の処置などを行う酸素ステーションを各地域に開設すること。
- 5 自宅療養者の外来診療や往

診を行う医療機関のさらなる確保と健康観察方法の見直しやパルスオキシメーターの確保など、自宅療養者に対するフォローアップの強化を図ること。

- 6 保健所からの必要な情報提供と、新型コロナウイルス感染症に係る関係機関での個人情報や円滑な共有を図るため、個人情報保護法の取扱いについて規制緩和を図ること。

- 7 円滑なワクチン接種を促進するため、引き続き自治体及び医療関係団体と連携した接種体制の整備と、対象人口に行き渡る安定したワクチン供給に努めること。

- 8 軽症者向け経口薬の開発支援や軽症患者に使用できる「抗体カクテル療法」について、適正に使用するためのルールづくりを早期に構築すること。

- 9 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への支援及び財政支援を引き続き講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

